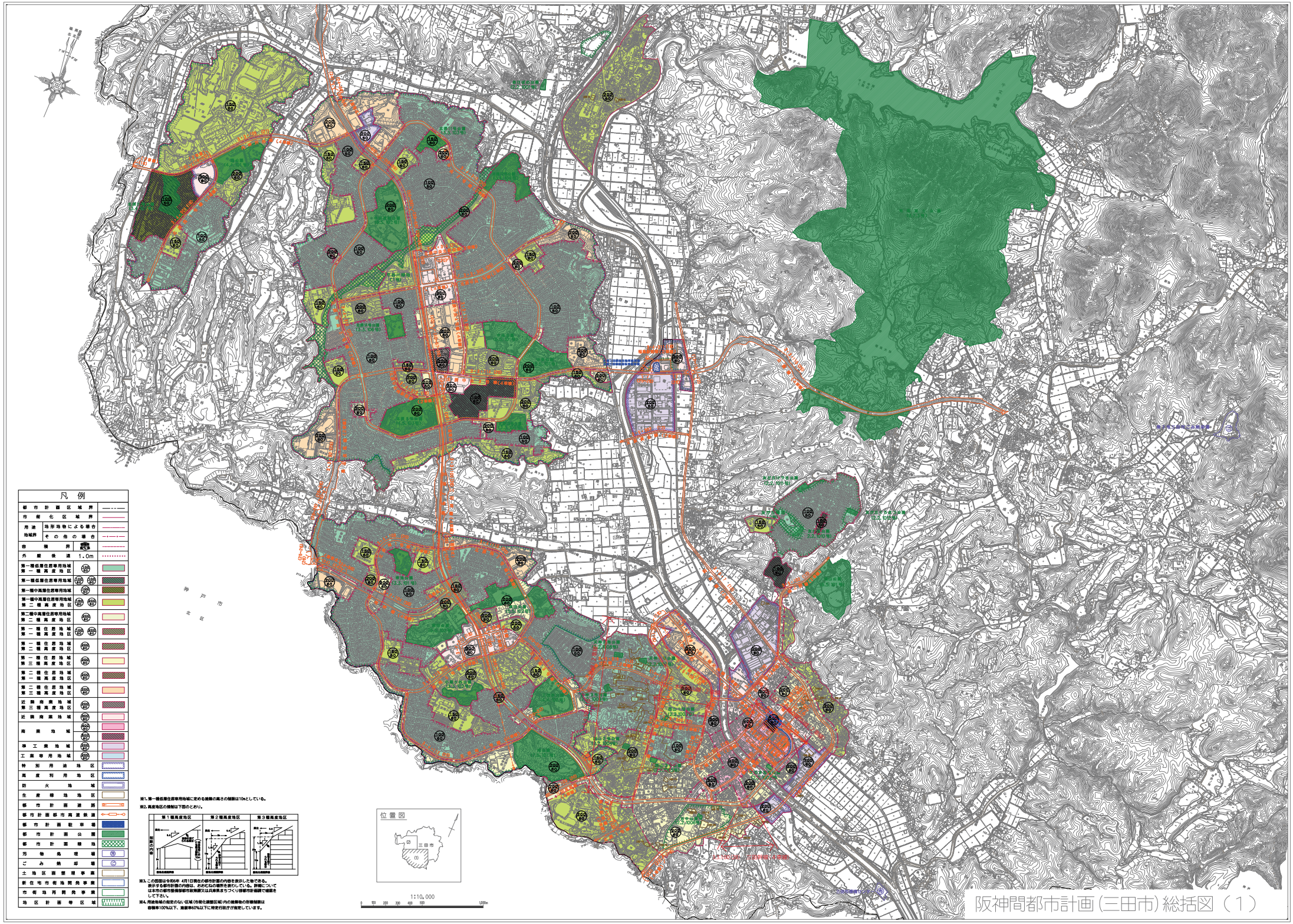

※1. 第一種低層住居専用地域に定める建築の高さの制限は10mとしている。

※2. 高度地区の制限は下図のとおり。

第1種高度地区	第2種高度地区	第3種高度地区
高さ 10m 5m 1.25 1 1.5 隣地 道路	高さ 15m 10m 5m 1.25 1 1.5 隣地 道路	高さ 20m 15m 10m 5m 1.25 1 1.5 隣地 道路

※3. この図面は令和6年 4月1日現在の都市計画の内容を表示した物である。
表示する都市計画の内容は、おめくりの説明を参照している。詳細については本市の都市整備課都市政策課又は兵庫県まちづくり部都市計画課で確認をしてください。

※4. 用途地域の指定のない区域(市街化調整区域)内の建築物の容積制限は容積率100%以下、建蔽率60%以下に特定行政庁が指定しています。

本図は、令和3年11月現在測定値1:2500住宅地図より編集したものである。（昭和 令和元年 8月）